

災害割増特約(H25)目次

(2024年4月改定)

この特約の主な内容

1 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

2 災害割増保険金の支払

- 第3条 災害割増保険金の支払
第4条 特約保険料の払込免除
第5条 災害割増保険金の請求手続、支払の時期および場所

3 告知義務および特約の解除

- 第6条 告知義務
第7条 告知義務違反による解除
第8条 重大事由による解除

4 保険料の払込

- 第9条 特約保険料の払込
第10条 払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第11条 特約の失効・消滅
第12条 特約の復活
第13条 特約保険料の自動貸付

5 社員配当金

- 第14条 社員配当金

6 特約の解約および払戻金

- 第15条 特約の解約
第16条 特約の払戻金

7 特約の内容の変更・その他

- 第17条 災害割増保険金額の増額
第18条 災害割増保険金額の減額
第19条 特約の復帰
第20条 管轄裁判所
第21条 主約款の規定の準用

8 特則

- 第22条 主契約が更新する場合の特則
第23条 定期保険特約等とあわせて付加する場合の特則
第24条 終身保険に付加する場合の特則
第25条 個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合の特則
第26条 5年ごと利差配当付終身保険等に付加する場合の特則
第27条 5年ごと利差配当付積立型介護保険等に付加する場合の特則
第28条 無配当定期保険等に付加する場合の特則
第29条 5年ごと配当付介護保障定期保険に付加する場合の特則
第30条 特約の中途付加に関する特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
別表2 請求書類

災害割増特約

災害割増特約(H25)

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が不慮の事故によって死亡または所定の高度障害状態になったときに、災害割増保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1 総則

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。
2 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

2 災害割増保険金の支払

(災害割増保険金の支払)

第3条 この特約の災害割増保険金の支払は、次のとおりです。

| 名 称 | 支 払 事 由 | 支払額 | 受取人 | 災害割増保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。) |
|-------------|--|--------------|--|--|
| 災害割増 保険金 | <p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次のいずれかを直接の原因として死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始（復活または復帰の取扱が行なわれた場合には、最後の復活または復帰の際の責任開始とします。以下同じ。）の時以後に発生した別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（その事故の日から起算して180日以内に死亡したときに限ります。）</p> <p>(2) この特約の責任開始の時以後に発病した感染症【備考参照】</p> | 災害割増 保険金額 | 主契約の 死亡保険 金受取人 | <p>次のいずれかにより被保険者が死亡したとき</p> <p>(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 地震、噴火または津波</p> <p>(8) 戦争その他の変乱</p> |
| 災害割増 保険金 | <p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次のいずれかを直接の原因として主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったとき</p> <p>この場合、この特約の責任開始の時前にすでに生じていた障害状態に責任開始の時以後の原因による障害状態があらたに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。</p> <p>(1) この特約の責任開始の時以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害（ただし、その事故の日から起算して180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。）</p> <p>(2) この特約の責任開始の時以後に発病した感染症【備考参照】</p> | 災害割増 保険金額 | 別 に 定 め ら れ て い る 場 合 に は 、 そ の 者 （ 被 保 険 者 （ 主 契 約 の 高 度 障 害 保 険 金 受 取 人 が | <p>次のいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき</p> <p>(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 地震、噴火または津波</p> <p>(8) 戦争その他の変乱</p> |

- 2 高度障害による災害割増保険金の請求前に死亡による災害割増保険金の支払事由が発生し、死亡による災害割増保険金の請求を受けた場合は、その請求後に高度障害による災害割増保険金の請求を受けても、会社は、高度障害による災害割増保険金を支払いません。
- 3 災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失により被保険者が死亡または高度障害状態になった場合でも、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分について責任準備金があるときは、これを契約者に支払います。
- 4 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害割増保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 5 特約の保険期間満了の日に、高度障害状態のうち回復の見込がないことが明らかでないために災害割増保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内であることを要します。）は、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したものとみなして、災害割増保険金を支払います。ただし、契約者または災害割増保険金受取人は、この特約の保険期間中に、回復の見込がないことを除いて高度障害状態に該当したことを会社に通知してください。
- 6 災害割増保険金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

（特約保険料の払込免除）

第4条 この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

（災害割増保険金の請求手続、支払の時期および場所）

第5条 契約者または災害割増保険金の受取人は、災害割増保険金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

2 支払事由が生じた災害割増保険金の受取人は、遅滞なく別表2に定める必要書類を提出して、災害割増保険金を請求してください。

3 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害割増保険金の支払の場合に準用します。

3 告知義務および特約の解除

（告知義務）

第6条 この特約の締結または復活もしくは復帰の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第7条 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2 会社は、災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。

3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、災害割増保険金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに災害割増保険金の支払を行っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4 前項の規定にかかわらず、災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が証明したときは、災害割増保険金の支払または保険料の払込免除をします。

5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または災害割増保険金の受取人に解除の通知をします。

6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第16条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。

(1) 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき

(5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき

8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（重大事由による解除）

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が、この特約の災害割増保険金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の災害割増保険金の請求に関し、災害割増保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 契約者または災害割増保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または災害割増保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、災害割増保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由による災害割増保険金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが災害割増保険金の受取人のみであり、その災害割増保険金の受取人が災害割増保険金の一部の受取人であるときは、災害割増保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害割増保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに災害割増保険金の支払を行っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または災害割増保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第16条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害割増保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用しこの特約の災害割増保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない災害割増保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

4 保険料の払込

（特約保険料の払込）

第9条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。

- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
- 3 この特約と主契約の保険料払込期間が異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
- 4 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。

（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第10条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後猶予期間の満了する日までに災害割増保険金の支払事由が発生した場合は、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

（特約の失効・消滅）

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

- 2 次の各号に該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。
 - (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

（特約の復活）

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。

- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約保険料の自動貸付）

第13条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料の払込猶予期間を経過したときには、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。

- 2 前項の場合には、第16条（特約の払戻金）のこの特約の払戻金を主契約の払戻金に加えてその取扱をします。

5 社員配当金

（社員配当金）

第14条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

6 特約の解約および払戻金

（特約の解約）

第15条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の払戻金）

第16条 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合、この特約の払戻金はありません。

2 この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約が効力を失うか、解約もしくは解除されたとき、または第11条（特約の失効・消滅）第2項第2号の規定によって消滅したときの払戻金は、次のとおりです。

(1) この特約の払戻金は、保険料払込期間中はこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した金額を契約者に支払います。

(2) 主約款の規定によって主契約の責任準備金を支払う場合、または主契約の保険金が支払われることによりこの特約が消滅（この特約の災害割増保険金が支払われるときを除きます。）する場合には、保険料払込期間中はこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した責任準備金を契約者（主契約の保険金を支払うときは、その受取人。ただし、第3条に定めるこの特約の免責事由に該当した場合を除きます。）に支払います。

3 主契約を払済保険または延長保険に変更する場合に、この特約の払戻金があるときは、主契約の払戻金に加えて取り扱います。

4 主約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、本条の場合に準用します。

7 特約の内容の変更・その他

（災害割増保険金額の増額）

第17条 契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内でこの特約の災害割増保険金額を増額することができます。

2 前項の規定によって災害割増保険金額を増額した場合には、増額後の原因によって災害割増保険金の支払もしくは保険料の払込免除事由が発生した場合に限り、その増額分に対する災害割増保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。

3 第1条（特約の締結および責任開始期）、第6条（告知義務）および第7条（告知義務違反による解除）の規定は、本条の規定による災害割増保険金額の増額分について準用します。

（災害割増保険金額の減額）

第18条 契約者は、この特約の災害割増保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害割増保険金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

2 主契約の死亡保険金額が減額され、主契約の死亡保険金額に対するこの特約の災害割増保険金額の割合が会社の定める限度をこえるにいたったときは、その限度を満たす範囲までこの特約の災害割増保険金額を減額するものとします。

3 主契約の被保険者についての死亡保険金または収入保障年金のある特約が主契約に付加されている場合、前項の主契約の死亡保険金額には、それらの特約の保険金額（収入保障特約の場合は特約の保険期間満了の日における換算保障額、介護収入保障特約の場合は換算保障額、遡減定期保険特約の場合は基本保険金額）を含めるものとします。

4 本条の規定によって災害割増保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の復帰）

第19条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求の際に別段の申出がない限り、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

2 会社が前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

（管轄裁判所）

第20条 この特約における災害割増保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

8 特 則

(主契約が更新する場合の特則)

第22条 この特則は、この特約を付加した主契約が更新する場合に適用します。

- 2 この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、この特約の更新を取り扱いません。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新された場合、第3条（災害割増保険金の支払）および第4条（特約保険料の払込免除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- 4 第2項ただし書の規定によりこの特約が更新されないときは、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱いに準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第3条（災害割増保険金の支払）および第4条（特約保険料の払込免除）の規定の適用に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 5 主約款に定める更新に関する規定は、この特約の更新の場合に準用します。

(定期保険特約等とあわせて付加する場合の特則)

第23条 この特約を定期保険特約、収入保障特約、逡減定期保険特約、重度障害保障定期保険特約または就業不能保障特約（以下「定期保険特約等」といいます。）とあわせて付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- 2 この特約の保険期間は、第2条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、定期保険特約等の保険期間と同一とします。保険期間の異なる定期保険特約等が複数ある場合には、そのうちのいずれかの特約の保険期間と同一とします。
- 3 定期保険特約等が更新するときは、この特約の更新について前条および定期保険特約等の更新に関する規定を準用します。

(終身保険に付加する場合の特則)

第24条 この特則は、この特約を終身保険に付加する場合に適用します。

- 2 この特約が付加されている終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年金の種類が確定年金のときで、この特約の保険期間満了の日が年金支払期間をこえる場合、この特約の保険期間満了の日は、年金支払期間満了の日に変更します。この場合、会社の定める方法で計算した差額金があるときは、その金額を年金原資に繰り入れ、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) この特約において、「主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者」とあるのを「年金開始日前の主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者」と読み替えます。
 - (3) この特約において、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「年金受取人」と読み替えます。
- 3 主契約が介護保障へ移行する場合で、移行後の主契約の保険金額または介護保障移行特約の死亡給付金額に対するこの特約の災害割増保険金額の割合が会社の定める限度をこえるときは、その限度を満たす範囲までこの特約の災害割増保険金額を減額するものとします。この場合、第16条（特約の払戻金）の払戻金があるときは、会社は、払戻金を移行後の特約の原資に充当します。
- 4 主契約の保険料払込期間が終身の場合に主契約が一時払へ移行したときは、この特約は消滅します。

(個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合の特則)

第25条 この特則は、この特約を個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合に適用します。

- 2 主契約の年金支払開始日、年金の種類、年金支払期間または保険料払込期間が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえることとなるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮するものとします。
 - (2) この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間と同一の場合で、主契約の保険料払込期間が変更されたときは、この特約の保険料払込期間も同時に変更するものとします。
 - (3) 前2号の規定による変更が行なわれた場合、会社の定める方法で計算した差額金があるときはその金額を授受し、その後の特約の保険料を改めます。
- 3 第3条（災害割増保険金の支払）第1項の「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- 4 第5条（災害割増保険金の請求手続、支払の時期および場所）第3項の「保険金支払の時期および場所」とあるのは、「年金等の支払の時期および場所」と読み替えます。
- 5 第11条（特約の失効・消滅）第2項第1号の「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては、「主契約の死亡給付金を支払ったとき」、主契約の年金支払開始日以後においては、「主契約の被保険者が死亡したとき」と読み替えます。
- 6 第11条第2項第3号、第16条（特約の払戻金）および第19条（特約の復帰）の「払済保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。

7 第18条（災害割増保険金額の減額）第2項の「死亡保険金額」とあるのを「基準年金年額」と読み替え、同条第3項の規定は適用しません。

（5年ごと利差配当付終身保険等に付加する場合の特則）

第26条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険または5年ごと利差配当付新個人年金保険に付加する場合に適用します。

2 第14条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。

3 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合は、第24条（終身保険に付加する場合の特則）の規定を適用します。ただし、「終身保険」とあるのを「5年ごと利差配当付終身保険」と読み替えます。

4 この特約を5年ごと利差配当付新医療保険に付加する場合は、第3条（災害割増保険金の支払）第1項の規定中、「被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）」とあるのを「主契約の給付金受取人」と読み替えます。

5 この特約を5年ごと利差配当付新個人年金保険に付加する場合は、第25条（個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険に付加する場合の特則）の規定を適用します。ただし、「個人年金保険または生存保障重点型個人年金保険」とあるのを「5年ごと利差配当付新個人年金保険」と読み替えます。

（5年ごと利差配当付積立型介護保険等に付加する場合の特則）

第27条 この特則は、この特約を5年ごと利差配当付積立型介護保険または5年ごと利差配当付新積立型介護保険に付加する場合に適用します。

2 第5条（災害割増保険金の請求手続、支払の時期および場所）第3項の規定中、「保険金支払の時期および場所」とあるのは「保険金等の支払の時期および場所」と読み替えます。

3 第11条（特約の失効・消滅）第2項第1号の規定中、「主契約の保険金」とあるのは「主契約の保険金または死亡給付金」と読み替えます。

4 第16条（特約の払戻金）第2項第2号の規定中、「主契約の保険金が支払われることにより」とあるのは「主契約の保険金もしくは死亡給付金が支払われることにより」と読み替え、「主契約の保険金を支払うとき」とあるのは「主契約の保険金または死亡給付金を支払うとき」と読み替えます。

5 第14条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。

6 第24条（終身保険に付加する場合の特則）第2項および第4項の規定は、本条の場合に準用します。

（無配当定期保険等に付加する場合の特則）

第28条 この特則は、この特約を無配当定期保険、無配当定期保険（低払戻金型）、無配当介護保障定期保険、無配当医療保険または無配当新医療保険に付加する場合に適用します。

2 第14条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。

3 この特約を無配当新医療保険に付加する場合は、第3条（災害割増保険金の支払）第1項の規定中、「被保険者（主契約の高度障害保険金受取人が別に定められている場合には、その者）」とあるのを「主契約の給付金受取人」と読み替えます。

（5年ごと配当付介護保障定期保険に付加する場合の特則）

第29条 この特約を5年ごと配当付介護保障定期保険に付加した場合には、第14条（社員配当金）の規定にかかわらず、この特約に対する社員配当金はありません。

（特約の中途付加に関する特則）

第30条 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があった場合には、会社は、新たにこの特約に対する告知を求め、会社の定める基準に基づいて被保険者の選択を行なったうえ、会社が承諾したときは、この特約を主契約に中途付加することができます。

2 この特約の中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 会社は、次のアまたはイに定める時から、中途付加したこの特約上の責任を負います。

ア. 会社がこの特約の付加を承諾して、この特約の第1回保険料として会社の定めた金額を受け取った時

イ. この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(2) この特約の第1回保険料の払込に際しては、第9条（特約保険料の払込）第1項の規定は適用しません。

(3) この特約を中途付加した場合には、会社は、新たな保険証券は発行しません。

備考

感染症

「感染症」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当する疾病をいいます。

(1)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」といいます。)第6条第2項から第4項までに規定されている疾病のうち次のもの。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、シフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

(2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)〔病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの〕

(注) 上記(1)および(2)の疾病については、当該疾病が感染症法第6条第2項から第4項までまたは同条第7項のいずれの疾病にも該当しなくなったときは、以後、「感染症」には含めないものとします。

別表1 対象となる不慮の事故 主約款の別表「対象となる不慮の事故」と同じです。

別表2 請求書類

| | 項目 | 必要書類 |
|--|----------------------------|---|
| 1 | 死亡による災害割増保険金の支払 (第3条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 死亡による災害割増保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券 |
| 2 | 高度障害による災害割増保険金の支払 (第3条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 高度障害による災害割増保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券 |
| 3 | 特約の払戻金の支払 (第16条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 |
| 4 | 災害割増保険金額の増額 (第17条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 契約者の印鑑登録証明書 (4) 保険証券 |
| 5 | 災害割増保険金額の減額 (第18条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 |
| (注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。 | | |